

小規模事業者持続化補助金

経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに対し
50万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます。

【対象となる取り組みの例】

- ① 広告宣伝
 - ・ 新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ② 集客力を高めるための店舗改装
 - ・ 幅広い年代層からの集客を目的とした店舗改装
- ③ 商談会・展示会への出展
 - ・ 新たな販路を求め、国内外の展示会への出展
- ④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
 - ・ 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

◎補助対象経費

機械装置、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費
雑役雑務、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

※雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、または買物弱者対策に取り組む事業者、あるいは海外展開に取り組む事業者は100万円が上限になります。

※複数の事業者が共同で申請可能。複数の事業者が連携する場合には、上限が100万円~500万円。
ただし、連携する小規模事業者数によります。

◎申請手続き

- ① 経営計画作成支援セミナー（または経営指導員による個別相談）にて補助事業計画書を作成
- ② 当所事業支援計画書を受領後、補助事業計画書を日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局へ提出
- ③ 補助事業計画書の審査・採択
- ④ 補助金の交付決定 ※採否については事業の有効性などの観点から審査されます。
- ⑤ 販路開拓の取り組み実施
- ⑥ 実施報告書の提出、補助金の受領

◎申請手続き期限

申請締切	平成28年5月13日（金）※当日消印有効
採択結果公表	7月上旬
実施	交付決定から平成28年11月30日（水）まで
実績報告	補助事業終了後30日を経過する日または平成28年12月12日（月）のいずれか早い日までに報告



経営計画書作成のお手伝いをします！！皆様のご参加をお待ちしております！